菊陽町ひとり親家庭等医療費助成制度について

母子・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、健康保険の診療対象となった場合の自己負担金（３割）の３分の２を助成します。

助成を受けることができる人

菊陽町に住所を有し、各種健康保険に加入する次のいずれかに該当する人

＊母子家庭の母・・・２０歳未満の子を扶養していること

＊父子家庭の父・・・２０歳未満の子を扶養していること

＊ひとり親家庭の児童・・・児童が１８歳に達する年度末（3月３１日）まで

＊父母のいない児童・・・児童が１８歳に達する年度末（3月３１日）まで

助成を受けることができない人

＊生活保護の人

＊所得が所得制限額を超える人

※児童扶養手当の受給基準に準じた所得制限があります。本人又は扶養義務者の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成を受けることはできません。

【児童扶養手当受給基準所得制限額】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族等の数 | 　本人（父又は母） | 同居している親族 |
| 所得制限限度額 | 扶養義務者（親族）の所得制限限度額 |
|  | 万円 | 万円 |
| ０人 | ２０８　　 | ２３６　　 |
| １人 | ２４６　　 | ２７４　　 |
| ２人 | ２８４　　 | ３１２　　 |
| ３人 | ３２２　　 | ３５０　　 |
| ４人 | ３６０　　 | ３８８　　 |
| ５人 | ３９８　　 | ４２６　　 |

令和６年１１月診療分からひとり親家庭等医療費助成の申請手続が変わります

受給対象者の方の負担軽減と、さらなる利便性の向上を踏まえ、これまでの償還払方式による助成に加え、令和６年１１月１日から現物給付方式による助成を開始します。

現物給付方式とは

医療機関等にひとり親家庭等医療費受給者証と健康保険証を提示することで、医療機関等での窓口でのお支払いが医療費の自己負担分（３割）の３分の１となる方式のことです。

（例）国民健康保険（自己負担３割）で医療機関を受診し、医療費が10,000円かかった場合

現行：償還払方式

総医療費10,000円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療保険分（7割）7,000円 | ひとり親家庭等医療費2,000円 | 自己負担1,000円 |

窓口支払3,000円

窓口支払は3,000円となりますが、受給者は町へ申請手続きを行うことで、ひとり親家庭等医療費2,000円が申請から約１ヶ月後に指定の口座へ振り込まれます。

現物給付方式（令和６年１１月診療分から）

総医療費10,000円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療保険分（7割）7,000円 | ひとり親家庭等医療費2,000円 | 自己負担1,000円 |

窓口支払1,000円

窓口支払は自己負担3割の3分の1となる1,000円のみとなります。町への申請手続きは不要です。

利用方法

**医療機関等の受診の際に、窓口で必ずひとり親家庭等医療費受給者証（オレンジ色）と健康保険証を提示してください。**

ただし、以下の場合は現物給付の対象ではありませんので、後日、町への申請が必要になります。領収証と印鑑を御持参ください。

・窓口で受給者証の提示がない場合

・1か月（歴の月）に、ひとつの医療機関（入院・通院別）で一部負担金が２１，０００円を超えた場　　　合

・県外の医療機関等を受診した場合

・治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合

・７０歳以上の人

※受診した日の翌月から起算して１年を経過したものは申請できませんのでご注意ください。

ひとり親家庭等医療費助成の対象とならない場合

・健康保険の適用外（入院時の食事代・室代差額、健診代、予防接種、交通事故等により賠償の対象となっている場合など）

・高額療養費、附加給付金に該当する部分

・生活保護その他の法令等により医療費の給付を受けることができるとき（自立支援医療、重度心身障害者医療、特定疾患、小児慢性特定疾患、子ども医療費など）

・学校での負傷等で医療費の助成を受けることができるとき

菊陽町　子育て支援課

子育て支援係

☎　096－232-2202